

## 奈良県天理警察署と天理大学との包括的連携に関する協定書

奈良県天理警察署（以下「甲」という。）及び天理大学（以下「乙」という。）は、安全・安心な地域社会の実現に資するため、相互に協力・連携することにより地域社会の発展を図るとともに、地域に貢献できる人材の育成推進と安全・安心の天理・奈良の実現を目的とし、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、相互協力・連携によるボランティア活動をはじめとした安全で安心なまちづくりを実現することによって地域の発展に寄与するとともに、甲及び乙が双方の資源を有効活用し、地域に貢献できる人材の育成を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事項について協力・連携するものとする。

- (1) 防犯・交通安全に関する教育及び各種事業の策定に関すること。
- (2) 地域社会に貢献するための防犯・交通安全のボランティア推進に関すること。
- (3) 防犯・交通安全に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (4) 防犯・交通安全の広報・啓発活動に関すること。
- (5) 安全で安心なまちづくりの実現に向けた研修・人材育成等に関すること。
- (6) 学生のキャリア形成支援に関すること。
- (7) 乙が保有する専門的知識等の情報提供に関すること。
- (8) その他、双方が目的達成のために必要と認める事項に関すること。

### （協議）

第3条 本協定の実施に関し、協力・連携の具体的な事項については、甲及び乙の両者が協議して定めるものとする。

### （守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た情報を、本協定の目的以外のために使用し、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏らしてはいけない。

### （協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までの間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも協定廃止の申入れがない場合は、1年間有効期間を延長する。なお、その後の有効期間満了時においても同様とする。

### （細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年7月2日

奈良県天理警察署  
署長

小畠 浩康

天理大学  
学長

永尾 知也